

# 運行管理者一般講習受講料助成制度要綱

令和8年4月1日一部改正

一般社団法人 神奈川県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人 神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という）の会員事業者には雇用されている従業員に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が認定する機関で実施する「運行管理者一般講習」の受講を促進するための助成金交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、事故防止に寄与することを目的とする。

## (資格要件)

第2条 助成対象資格は、神ト協の会員事業者には雇用されている神奈川県内の営業所に所属する従業員とする。

## (助成対象機関)

第3条 助成対象機関は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が認定する機関とする。

## (助成対象期間)

第4条 助成対象期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までに助成対象講習を受講したものとする。但し、当該年度の予算を超えた場合は、その時点で助成を終了する。

2 年度途中で新規入会した事業者にあつては、入会日以降に講習を受講したものを助成対象とする。

## (助成対象講習)

第5条 助成対象講習は、運行管理者一般講習とする。

## (助成金額)

第6条 助成金額は、受講手数料として1名当たり最大3,200円を助成する。

## (助成金交付手続き)

第7条 助成金交付手続きは、次のとおりとする。

2 (独) 自動車事故対策機構神奈川支所、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)東京研修センター、(株)都南、飛鳥DC川崎(株)、(有)小田原ドライビングスクールについては、別途協定書に基づき手続きを行う。

3 上記以外の助成対象機関に関する申請は、所定の申請書により会員事業者が神ト協に手続きを行う。

(一般講習の申込み)

第8条 会員事業者は、助成対象機関に対し、一般講習の予約申込みを行う。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. この要綱は令和 8年4月1日より適用する。